

徳島県規則第八号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十五年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「に定める」の下に「純資産変動計算書、」を加え、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第十七条中「平成二十八年徳島県人事委員会規則八 一〇」を「徳島県人事委員会規則八 一〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する財務諸表について適用する。